

# 介護予防指定居宅療養管理指導重要事項説明書

## 1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 089-943-7717 (サービス提供時間と同様)

担当 兵頭 サカエ (外来看護師)

※ご不明な点は、何でもおたずね下さい。

## 2 概 要

### (1) 事業所の概要

事業所名	松山城東病院
所在地	松山市松末2丁目19-36
電話番号	089-943-7717
FAX番号	089-921-1981
介護保険事業所番号	3 8 1 0 1 2 9 2 8 2

### (2) 当事業所の職員体制

職 名	資 格	常勤	非常勤	合計	業務内容
責任者	医師	1名		1名	利用申込みの調整、業務等の管理及び介護予防居宅療養管理指導の提供にあたる
介護予防居宅療養管理指導従事者	医師	1名	3名	4名	介護予防居宅療養管理指導の提供にあたる

### (3) サービスの提供時間

平日	9:00~17:00
土曜日	9:00~12:30
休業日	日曜日、国民の祝日、地方祭(10月7日) 12月30日~1月3日

## 2 当事業所の介護予防居宅療養管理指導の特徴等

### (1) 運営の方針

介護予防居宅療養管理指導にあたっては、利用者が要支援状態にあり、介護予防を目的とした介護の軽減若しくは悪化防止又は要介護状態となることの予防に役立つよう計画的に行います。

また、自らその提供する介護予防居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にサービスの改善を図っています。

## 3 サービスの内容

### ①医師が行う場合

通院が困難な利用者の居宅を訪問し、医師が医学的管理に基づき、指定居宅介護支援事業者やその他のサービス事業者に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供若しくはその家族等に対する介護予防サービスを利用する上での留意点、介護方法等について指導及び助言を行います。

### ②薬剤師が行う場合

医師の交付した処方箋に基づき、薬学的な管理を行う。

### ③主な内容

- (1) 状態に合わせた調剤上の工夫のアドバイス
- (2) 薬剤服用歴の管理
- (3) 居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
- (4) 使用薬剤の有効性に関するモニタリング
- (5) 薬剤の重複投与、相互作用等の回避
- (6) 副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
- (7) ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
- (8) 使用薬剤、用法、用量等に関する医師等への助言
- (9) 麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
- (10) 病態と服薬状況の確認、残薬および過不足等の確認、指導
- (11) 住環境等を衛生的に保つための指導、助言
- (12) その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

## 4 利用料金

### (1) 利用料

(1回当たり)

り)

サービスの種類	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
医師が行う 介護予防 居宅療養管理指導 (II) (一)	2,990円	299円	598円	897円
医師が行う 介護予防 居宅療養管理指導 (II) (二)	2,870円	287円	574円	861円
医師が行う 介護予防 居宅療養管理指導 (II) (三)	2,600円	260円	520円	780円

\* (II) については医学総合管理料を算定する利用者

\* (一) については単一建物居住者が1人の場合

(二) については単一建物居住者が2人～9人の場合

(三) については単一建物居住者が10人以上の場合

\* 介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

\* 月 2 回までの算定となります。

## (2) キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止にする場合は、次のキャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合にはキャンセル料は不要です。

サービス利用日の 2 日前まで	キャンセル料 無料
1 日前まで	利用料の 50 %
当日	利用料の全額

## (3) 料金の請求方法

請求書は、利用月の翌月 25 日頃までに利用者あてにお届け（郵送）します。

## (4) 料金のお支払方法

下記のいずれかの方法によりお支払下さい。

- (ア) 事業者指定の口座への振り込み
- (イ) 利用者指定口座からの自動振替
- (ウ) 窓口払い

お支払を確認しましたら、領収書をお渡します。必ず保管されますようお願いいたします。

## 5 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話又はご来所によりお申し込みください。当事業所の担当者がお伺いいたします。

### (2) サービスの終了

#### ①利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くださればいつでも解約できます。

#### ②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合終了 1 カ月前までに文書で通知するとともに、他の事業者をご紹介いたします。

#### ③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者が亡くなられた場合

#### ④その他

・利用者やご家族などが当事業所や当事業所の薬剤師に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

## 6 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- ① 事業所は利用者が成年後見人制度を利用できるよう支援を行います。
- ② 当該事業所従事者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ③ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ④ 事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。 管理者 桑原 公朗

## 7 サービス内容に関する苦情

当事業所の提供したサービスに対して、不満や苦情がある場合には、どんなささいな事でも構いませんので、次の窓口までお申しつけください。

### ①当事業所の利用者相談・苦情窓口

担当者 久米 恵子・福増 留佳  
電 話 089-943-7828 FAX 089-943-7901  
受付日時 サービス提供時間と同様

### ②その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び愛媛県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

## 8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者がお住まいの市町村、ご家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対して当事業所のサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、当事業所は株式会社損保ジャパンと損害賠償保険契約を結んでおります。

## 9 当法人の概要

- (1) 法人名 医療法人社団慈生会
- (2) 法人の所在地 松山市松末2丁目19-36
- (3) 電話 089-943-7717
- (4) 代表者氏名 理事長 桑原 公朗

令和 年 月

日

介護予防居宅療養管理指導の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所

所在地 松山市松末 2 丁目 19 番 36

号

名称 医療法人社団 慈生会  
松山城東病院

説明者氏名

印

私は、本書面により、事業者から介護予防居宅療養管理指導についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏 名

印

(代理人) 住所

氏 名

印